

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	令和5年度 河内長野市男女共同参画審議会第1回会議
2 開催日時	令和5年11月10日(金) 午後2時～3時50分
3 開催場所	河内長野市役所 7階 行政委員会室
4 会議の概要	<ul style="list-style-type: none">・河内長野市男女共同参画計画(第4期)の取り組みについて・配偶者からの暴力の被害者等に対する支援状況について・生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業について・その他
5 公開・ 非公開の別	公開
6 傍聴人数	0人
7 問い合わせ先	総合政策部 人権推進課(内線555)
8 その他	

*同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

令和5年度河内長野市男女共同参画審議会 第1回 会議録(要旨)

■ 日時・出席者等

日 時：令和5年11月10日（金）午後2時～午後4時

場 所：河内長野市役所 7階 行政委員会室

出席者：委員8名

委 員 異真理子会長・武田宗久副会長・東屋美樹委員・行司由絵委員・
立石暁郎委員・西端恵子委員・濱田智崇委員・吉田妙子委員

事務局 宮阪 総合政策部長

人権推進課 尾上課長・東畑課長補佐・堂山係長・田村副主査 田中課員

■ 会議録(要旨)

資料

- ・河内長野市男女共同参画計画(第4期)令和4年度の実績
- ・令和4年度事業報告
- ・令和5年女性登用状況資料
- ・令和4年度ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援状況
- ・生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業について
- ・会議次第
- ・審議会委員名簿
- ・河内長野市男女共同参画推進条例、審議会規則<条文抜粋>
- ・河内長野市男女共同参画計画（第4期）概要版
- ・各種チラシ

1. 開 会

2. あいさつ（総合政策部長）

3. 委員等紹介

- ・委員紹介
- ・事務局紹介
- ・男女共同参画審議会役割等説明

※ 出席数確認 13名中8人出席 → 過半数以上で会議成立（傍聴0人）

（ここから会長が進行）

4. 案 件

（1）河内長野市男女共同参画計画（第4期）令和4年度の取り組みについて

○会長

案件（1）「河内長野市男女共同参画計画（第4期）令和4年度の取り組みについて」事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明（次の資料に基づく）

- ・河内長野市男女共同参画計画（第4期）令和4年度の実績
- ・令和4年度事業報告
- ・令和5年女性登用状況資料

○会長

案件（1）について、ご意見・ご質問はございますか。

○委員

「取組み実績」の3ページの基本方針Ⅰの施策内容2番で「女性職員の活躍推進アクションプラン」というのは、具体的にどういう内容なのか。例えば、女性職員にとって昇任試験が受けやすくなり、受ける人が増えたなどの反応があったのか。また、事業実施度が2なのは何故なのでしょう。

○事務局

「女性職員の活躍推進アクションプラン」というのは、人事課で計画しており、女性管理職の登用の推進、男性職員を含む職員のワークライフバランスの向上、男性職員の育児休暇の取得の推進などを目標としています。具体的には、女性育成のためのキャリア研修の実施、外部機関への女性職員の積極的派遣など。また、女性にとっても男性にとっても働きやすい職場づくりのために、時間外勤務の縮減や水曜日をノー残業デーに設定するなど、取り組みを徹底しています。管理職の意識改革も重要なので、働きかけもしています。管理職の女性登用率については、今回少し下がりましたが、課長級以上の女性職員は確実に増えていきますし、課長補佐級、係長級の人数も増加しています。昇任試験(現在は係長級のみ実施)に関してもほぼ全員の女性職員が受けています。事業実施度が2であったのは、結果が伴わず、人事課が思い切って書けなかったと考えられます。

○委員

男性の育児休暇の取得を推奨するということですが、市職員の現在の男女の取得率は、どのような状況でしょうか。

○事務局

「取組み実績」の最後のページの4段目に令和元年以降の男女別の育児休業取得率が記載されており、令和4年度では女性は100%、男性につきまして26.3%では上がったたり下がったりという状況ですが、少しずつ上昇している傾向です。男性の意識、女性の意識もどんどん変わってきていると思いますが、制度的にも手厚くなっていることもあって、増えてきています。また、産後の有給休暇(=妻の出産休暇)の制度もあり、取得している職員も増えている状況です。

○会長

男女の取得日数の差はどうですか。よく女性は1年ぐらい取り、男性は5日、6日で終わってしまうということが社会問題になっていますが、日数の差というのはいかがですか。

○事務局

男性の取得日数については1週間もしくは1ヶ月ぐらいだと思います。最近の申請の状況を見ていると、1歳まで取ろうという職員も出てきています。

○委員

育児休業制度等というお話がありましたので、法改正の状況を少し説明させていただきます。育児休業給付の制度につきましては、ちょうど昨年の10月1日からいわゆる「産後パパ育休」という制度が導入されました。出生後8週間以内に、4週間まで取得することができ、給付率が67%です。今年度以降の話ですが、毎年、夏に政府の『骨太の方針』が発表され、それに合わせて『子ども未来戦略方針』が発表されますが、今の「産後パパ育休」につきましても、給付率を8割にする、つまり、実質手取りが100%になるような方向性が示されました。昨日の報道で、男性の育休取得者の5割が2週間未満にとどまっているので、2025年度から最低でも14日以上取れば、給付率も上げるという方向性が厚生労働省から示されました。

○委員

男性の育児休業の取得率というのが増えつつある傾向にあると思いますが、例えば、課長補佐級や、あるいは課長級で育児休業を取得したケースはあるのでしょうか。

○事務局

課長補佐級以上で取ったという事例はすぐには思い浮かばないですが、係長級では何ケースかあります。

○委員

そういう場合、その方が抜けられると、係の中心となる人がしばらくいなくなるということに対して、どのようなフォローが考えられるのですか。

○事務局

フォローとしてはアルバイトを入れる、もしくはフルで代わりとなる職員に対応していただく形を取るのかを検討します。あとは、管理職で仕事のやり方、配分を考えて対応しています。最近、人事課の男性職員が1ヶ月ほど育児休業を取得した際には、時期的なものもありましたので、みんなでカバーをしたという報告を受けています。

○委員

母子家庭というのは、ひとり親家庭ということから、貧困家庭が5割以上です。その中で、生理用品の提供、がん検診などの制度は大変ありがたいのですが、生理用品の提供についても会員があまり知らないという現状です。がん検診についても、自分の健康のために休む機会を申請するのがなかなか言い出せないで(平日に病院に行く方法では)休みを取れないという家庭が多い。勤務している会社では、キットを扱った検診を実施しているので、実現できるのかなと思い発言させていただきました。

○事務局

がん検診について、健康推進課の担当になりますので、詳しくお答えすることはできませんが、この審議会で貴重なご意見いただきましたことをお伝えさせていただきたいと思います。

○会長

郵送のキットなどはコロナ禍になって、よりサービスが増えていると思うので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○会長

審議会の委員の「充て職」のところで、なかなか女性を出すのが難しいというのは、ずっと言われていると思いますが、例えば「充て職」の職域を広げるとか、もう少し何か工夫できるということはないでしょうか。その検討を是非していただきたい。

○事務局

必ずしも「充て職」でお願いしているわけではなく、昔からの流れで、会の会長若しくは副会長が選出されている組織もあると思います。男性の割合が高い審議会については、女性の委員を出来ればお願いしたいという呼びかけを継続していますが、「充て職」の部分は、どうしても、(女性の割合が)大きく上がらないので、その辺を広げるように当課でも、工夫をしていきたいと考えております。

○事務局

もう少し実態の方を、次回にはお示しできるように、調査していきたいと思います。

○委員

高齢者と障がい者は、例えばスマホの使い方を教えて欲しいが、どこで教えてもらったらいいか分からなくて困るなど情報を取得することがなかなか困難です。実際に障がい者に関わっていて、同じようにお知らせしても受け取れているのかどうかを非常に懸念していま

す。(取り組み)内容を見せていただきましたが、そのようなところの積極的な方法を検討していただいているのかなどが、分かりにくかったなと思いました。

○会長

具体的に、どういう工夫をしたらいいか、助言ありますか。

○委員

今日の会議はすごく幅広い分野でまとめていただいているので、少し唐突ですが、気になったので、提言だけさせていただきます。

○事務局

個別で具体的なところを教えていただいたら、担当課につないだりもできると思いますので、またよろしく願いいたします。市役所のサービスも、市役所に来なくてもITを利用して申請できる方法などを市全体として進めており、使い方の教室の開催にも取り組んでいるところですが、障がい者の方へのサービスについては情報がありませんので、担当課にお伝えしたいと思います。何か良いアイデアなどありましたら、ご提案いただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

事業報告の5ページで掲載されている進捗状況の下から4番目の「男女共同参画社会」という用語の認知度が市民意識調査で、5年前と比べて、女性が下がって男性が上がっているというのは、とても興味深いデータです。しかも、10ポイント以上男性の方が高いというのは意外な気がするのですが、これはどういう調査で、どういう集団に聞いた結果なのか、何かわかれば教えてください。

○事務局

こちらの数字については、毎年、市政アンケートという形で実施しているアンケート項目に加えて、5年に1回実施している男女共同参画に特化したアンケートです。特定の集団を対象に実施したものではなく、広く市民一般に2000通のアンケートを配布し、1028通の有効回答数なので約50%の回答率でした。(回答数の)年代等については、今持ち合わせの資料がないのでわからないので、また改めて調べて報告させていただきたいと思います。

○委員

男性が増えたというのは「男女共同参画」というのは女性の問題だけではなくて、男性の問題でもあるという考え方がだいぶ広がってきたので、男性が増える可能性はあると思います。ただ女性の割合が減っているのが・・・

○事務局

当課でも、男女共同参画の事業、例えば講演会を行ったりしていますが、年々男性の参加者が増えてきております。ご夫婦の参加や男性だけで参加される方も増えてきており、(そのような事が)反映されているかと推測、もしくはそうであれば良いなと思います。

(2) 配偶者からの暴力の被害者等に対する支援について

○会長

案件(2)「配偶者からの暴力の被害者等に対する支援について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明 (次の資料に基づく)

・令和4年度ドメスティック・バイオレンス被害者等の支援状況

○会長

何かご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○会長

表の一番上にある左から【配偶者からの暴力】【配偶者以外からの暴力】の中に『交際相手からの暴力』の隣が『その他のものからの暴力』とありますが、これがどういった人からの暴力で、具体的にはどんなケースなのか、件数を足すと多いのでわかったら教えてください。

○事務局

府からの調査の回答の記入の要領の中には、『その他のものからの暴力』については、親族からの暴力、交際相手からの暴力に計上されない暴力被害に関する相談についての計上となっておりますので、これに基づいて各課に調査を依頼して集計した数になります。

○会長

ドメスティック・バイオレスというと、大体、配偶者か交際相手までなのですが、この統計の中では親族とか、その他の人の件数が含まれているということなのですね。

○事務局

はい。そういう認識です。

○委員

ここで配偶者というのは、現在の配偶者もそうですし、あと、元配偶者も含まれるという理解でいいのですか。

○事務局

当課の認識としましては、DVの定義というのは、元配偶者からの暴力もちろんDVに値しますので、その認識で集計しています。

○会長

DV防止法は、今は元配偶者も全部含めているので、法律婚していないカップルも事実婚カップルも含まれているという事ですね。

○事務局

はい。

○委員

河内長野市国際交流協会の相談件数は0件になっていますが、外国語での相談とありますので、外国籍で河内長野市に住んでいて日本語で相談に来た方というのは、この中の数字に含まれているという理解でよろしいのでしょうか。

○事務局

国際交流協会で実施している外国語での相談窓口のDVの相談件数となります。日本語に長けている方であれば、他の相談窓口に行っているケースも考えられます。外国語での相談件数ということなので、外国籍の方全員の相談件数ではないという答えです。

○委員

法務局の富田林支局の人権相談所、表の下から5段目にありますが、それはゼロという意味ですか。河内長野市の人も支局に相談されたりしていますが、4年度の調査では、該当がなかったということでしょうか。

○事務局

富田林市支局の人権相談につきましては、支局の方にも確認をさせていただいたところ、DVに関する相談はなかったという回答をいただいております。

(3) 生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業について

○会長

案件(3)「生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業について」事務局から説明をお願いします。

○事務局

説明 (次の資料に基づく)

・生理用品の無償配布を契機とした女性相談事業について

○会長

事業の目的として、その女性の貧困への支援ということで、相談にできるだけつなげていきたいという趣旨ですね。

○事務局

今、説明した内容のチラシを今日3枚配布しています。女性のための電話相談(1枚)、おしゃべり会(2枚)の3枚です。「女性のためのつながりサポート事業」として、無料の電話相談や居場所づくりの講座や交流会の開催、チラシの裏側には生理用品の配布についても案内しています。令和3年度は生理用品の配布を市独自の事業として実施、令和4年度からは、「つながりサポート事業」に組み込んだ形で生理用品の配布を継続しています。令和3年度に始めたときは7ヶ所の窓口でしたが、少しでも多くの方にとということで、令和4年度からは公民館なども増やして13ヶ所15窓口で配布しており、現在もこの事業は継続しています。

お渡しする手提げ袋には、生理用品2パックと福祉・子育てなど多岐にわたる相談案内のチラシ10枚程度一緒に入れてあります。加えて、配布している施設の女性トイレには、例えば、市役所内では、配布場所として人権推進課や子ども子育て課などを明記しています。また、配布窓口には案内のカードを張っていたり、置いたりしてなかなか生理用品をもらいに来まされたと言いつらい方には、そのカードを指して申し出ていただいたら、すぐご用意できる状況にしています。ただ、お渡しするだけで無く、何かお困りごとはありませんかという一言をどの窓口でもお声掛けするようにし、その中で相談がある場合はその内容をお聞きし、適切な窓口につなぐということを実施しています。

○会長

より手に取りやすいように、トイレに常備した方がいいという意見が出ているということですが、事業目的に合わせた配布の仕方については、委員からも知らない人がまだまだ多い、せっかくの支援なのにとのお話がありましたけども、その辺の改善点も含めて、ご意見いただけたらと思います。

○委員

公共の場に置くのもひとつかもしれないですけども、事業の目的が相談をするきっかけとなるものであるということであれば、きっかけのひとつになる方が私としては大事だと感じますので、この事業は続けていただけたらと思っています。

○会長

ただ、この事業を知らない人が多いので、今後どうしていくのが良いのかご意見をいただけたらと思います。今はどのような啓発の方法を取っていますか。

○事務局

市のホームページや広報紙に掲載したり、LINE等で周知もしています。加えて、先ほどの説明の「つながりサポート事業」で実施しているおしゃべり会の中でも案内をしています。お知り合いの方からの口コミの情報などは結構大きい情報だと思います。先ほどご意見

がありましたがん検診についても、健康推進課と連携しておしゃべり会の場でがん検診の冊子、パンフレットもお配りしています。やはり届いていない方もいらっしゃるという認識はありますので、今後とも周知にご協力いただけたらと思います

○委員

母子福祉会では会員を中心とした茶話会を毎月開催しており、そこでチラシの配布や配布先の案内なども継続していきたいと思っています。

○会長

学校とかでは(チラシなどは)配っていないのですか。

○事務局

学校での生理用品につきましては、保健室等でその生徒に合わせた指導や聞き取りを含め、手渡ししていると聞いています。教育委員会の位置付けとして、子どもに関わる情報のチラシであれば、お配りいただけるのですが、対象者の大半が大人になるので、チラシについては学校ではお配りできておりません。

○会長

保護者の方は、子どもがもらってきたプリントを見るので、お子さんがいらっしゃる方だと、子どもを通して大人へ情報を届けるというのはいいのかなと思います、聞いてみました。

ほか、ご意見、啓発方法などいかがですか。

○委員

生理用品の無償配布の方法について、トイレに個別に置くのがいいのか、今ご説明あった形でやるのがいいのかという2つの検討の角度があると思います。

この点については、必要な方に届くということが重要ではないのかと思っており、現状行っている取組みは、比較的必要な方にダイレクトに届くという要素が強いと思います。他方で、トイレに個別に置くということになると、あまねく方がこれを持って帰る(ご利用になる)ことが可能になり、どうしても、相対的に必要な方に届くということが弱くなってしまう側面があると思います。

トイレに個別に置く方が啓発の点で利があるように思われますが、トイレに「こういうことがあればお申し出下さい」と示しておけば、ある意味、トイレに置くのと同様の啓発にもなるのではないかと思います。市の施策ということからも、何らかの効果に結びつけるという観点からしても、相談事業に結びつけるということが必要であると考えます。

話が少し戻るのですが、DV相談の傾向として、相談に行くということ自体にハードルがあると思います。あるいは、そこは何とか乗り越えて相談に来ただけけれど、自分が何を相談したらいいのかもよくわからない、全部話をして、何か教えてくれないかというスタンスを持っている方が想像以上に多いというのが、相談を受けるなかで思ったところです。

すなわち、例えば、離婚したいと相談に来られる場合は、法的な話をすれば良かったのですが、DVの相談はそういう要素が必ずしもなくて、「このような状況なんです」で終わるというか「じゃあ、どうしたいのですか」と尋ねると「どうしたら良いのでしょうか」というようなケースもあったりします。結局、解決策はコミュニケーションを取って、お互いあてもない、こうでもないねと言いながら、最終的にはご自身で、方向性を見いだしていくことが一番いいと考えます。

このように、相談につながるような形に持っていくという点でも、やはり現状の取組みの方がメリットというのが大きいのではないかと個人的には思います。

○委員

どのようにトイレに置いているのかわからないですけど、某自治体では男性相談のチラシ

を大きなチラシはなかなか取りにくいので、こっそり取ってポケットに入れることができるように名刺大のカードをコソッと置くことで相談件数が増えたという事例がありました。それが引換券ではないですが、黙って持って行って見せれば言わなくても渡してもらえない小さいものをトイレに置くとかはどうなのかなとそれから連想しました。

○委員

キックス(のトイレ)とかには置いていますよね。

○事務局

DV相談(電話相談など)に関する案内は置いていますが、参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員

昨今の物価高に対して、食料品の方がうれしいという家庭が多いと思います。ひとり親家庭は、お米買うのも大変で、府の子ども支援事業としてありますけれども、やはり、それだけでは足りないと思います。フードパントリーのような支援の方法も繋がりを持たせ、困っている方へのアピールをするのはどうでしょうか。困っているのは、母子家庭だけじゃなくて父子家庭も困っており、ひとり親家庭としては、全体に男女平等に取り扱ってもらえるのが食糧支援で、生理用品以外の支援も考えてもいいのかなと、個人的には思います。

○委員

社会福祉協議会で12月からフードドライブを始める予定で、ご利用していただければいいのかなと思います。

○委員

他市の取り組みを見ますと、月に1回ぐらい職員に対して市内ネット等で賞味期限が切れない物などを持ってきて下さいと呼びかけてフードバンクをやりましょうという方法で実施しているところもありますね。

○事務局

先月、ジャンボ西友さんを通じて市の職員にも呼びかけがあり、集まった食品を社協にお渡ししたことがある(ゆいテラスで実施)と思います。

○委員

小学校の3校に仕事で行っていますが、給食のときにいつも思うのが、お米やおかずがかなり余ったりします。それをどうされるのかと職員の方にお聞きすると、廃棄するとのことでした。仕方がないことかもしれませんが、その余った、汚れていない箸の付いていない食材を貧困のご家庭に、市の取り組みとして回せる仕組みはないのかと思います。難しいかもしれませんが、食料を無駄にしないということに繋がる可能性はあるのではないのでしょうか。また、その食材で助かるご家庭もあるのではないかと・・・ちゃんと調べたことはありませんが、実施している市町村もあるそうです。

○事務局

教育委員会に在籍していたので、その議論はずっとあることは認識しています。が、やはり非常に衛生管理に気を遣ってやっているものですから、もし、お持ち帰りいただいた物を食べて、夏の暑い時期に食中毒になったりすると、全体に影響が出るので、ちょっとその辺は言い方が難しいですけど、一步踏み出せない。踏み出せないのか、安全を確保できないのかと思います。

○委員

食べきれないものを残すことにしている小学校が、拝見するところでは、ほぼ100%ですので、そういった観点からも実現するには、かなりいろいろ変えていかないとはいけな

とは感じます。

○事務局

教育委員会の方にも、この審議会でご意見を頂戴しましたことをお伝えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○会長

この生理用品の配布に関して、他にいかがでしょう。

○委員

配布すべきところに配布できないということになってしまっは好ましくないと思うので、今の方法でしていただいたらいいのかなと思います。

○会長

配布しているという情報が、なかなか届きにくいというお話もありますが。

○委員

法務省の女性の電話相談のカードをキックスにも置いたりしていますが、カードをコンビニに置いている市町村が山形県かどこかにあります。全国規模の会議に出席した際にコンビニに置いていたら、すごく効果があったという話を聞きました。そもそも公的な施設にしかないという考えが良くないと思います。

○会長

よく行くところにあるといいですね。

○委員

市内でも子ども食堂はどんどん増えてきていて、毎日でもやりたいと言って下さる方もあります。社会福祉協議会が主に中心になって実施していますが、毎日ではなくてもお年寄り子ども達と一緒に集まって食事をしながら、勉強を教えてもらうことなどが河内長野市内でも増えて来ているようです。12月もそんなイベントがあると聞いています。少しですけど、前向きに進んでいるのではと思っています。

○委員

働いていると、5時、6時と時間が早いのでなかなか利用が難しいです。アナウンスはしますが、やはり仕事を持っているひとり親家庭は、利用が難しい。

○委員

高齢のご夫婦と一緒に子どもさんを連れて来てもらい、ご飯を食べるまでの間に勉強を教えたり遊んだりすることに関わった事があります。もっと広がって増えて、子どもだけではなく大人も行けるような形のところが広がれば良いなと思います。

○委員

子ども食堂も地区ごとで取り組んでいるので、その地区の人しか行けないものが多いのかもしれないです。地区で取り組んでいるのは意外と土曜日に取り組んでいるのですけれども、なかなか他の地区からそこに行くのは、今は難しい。民間というか個人的にやっている子ども食堂は、ウエルカムで多分いけるのですが。だんだん、広がっていけばいいのかなと思います。

○会長

ほかに、生理用品の無償配布の件でご意見は如何でしょうか。

○委員

やはり、必要な人に届くという意味では、市の現在の方法で必要なところに届くという方法で良いのでは無いかと思います。

○会長

例えば、そのカードに外国語の対応をした方が良いでしょうか。

○委員

そうですね。来られて聞かない方はお困りで、英語での表記だけでなく、言語は多くの種類がありますが、その他の言語も含めてそれは可能でしょうか。

○事務局

国際交流協会の事務局があるキックスでも、生理用品はお渡ししています。お声掛けいただいたら、キックスの事務局でお渡ししています。国際交流協会の方と以前お話した際に、しっかりとした相談は外国語の対応であったり、府の相談窓口等実施しているところをご案内しますが、日常的な相談は日本語サロンで受けたりして、お答えしていることもあるとお伺いしましたので、改めて国際交流協会の方にご案内し、表記についても、多言語での対応をするなどご協力をお願いしたいと思います。先程からの皆さんのご意見を参考に、小さなカードを作り、それを見せることによってすぐ生理用品をお渡しすることや、多言語で表記するなどの方法は取り組めるとお思いますので、今後、少しずつ改善していきたいとお思います。生理用品の無償配布の方法としましては、現在の方法で実施し、本当に必要な方の相談につなげる、その先の相談支援につなげるように取り組んで行きたいとお思います。ご意見ありがとうございます。

○会長

では、次に案件(4)その他としまして、本日の会議全体を通してご意見、ご質問等ありましたら、お願いします。どうしても、男女共同参画の話なので女性支援が中心になってしまっていますが、昨今、男性への性暴力被害の話がマスコミ等で話題になっていましたが、男性への相談窓口についてご意見はありませんか。

○委員

男性の相談窓口も作っていただきたいとお思っていますが、なかなか簡単なことではないということは承知していますので・・・先ほどDVの資料で拝見しましたけども、男性も本当にわずかながら相談があります。現在、内閣府のDV相談プラスの内容分析をしていますが、昨年度分で男性からの相談が1割を超えて11～12%になってきているので、DVについても男性被害者からの相談が確実に増えているという状況があります。なかなか相談しにくいと思うのですが「男性もDVに関して相談できるんですよ」ということを何らかの形で啓発していただけるとありがたいなとお思っています。マスコミなどで話題になってから、うちの相談窓口にも、男性の性暴力被害者からの相談者が来るようになりましたので、本当になかなか、それこそ何十年も言い出せなかったことを初めて言いましたみたいな方も相談に実際来られていますので、少しでも男性も相談しやすい形を作っていただければありがたいなというふうにお思います。

○会長

市のほうから、何か検討されていることとか、今後このようにしていきたいとかありますか。

○事務局

男性相談という事業は実施していませんが、人権相談という形で、男女問わず受けています。半分ぐらい男性の方が来られて、その中で対応しています。性被害の相談は、今年1件あり、その際は、府の電話相談等を案内いたしました。女性、男性問わず相談していただけるような環境と、それを周知しないことには相談に繋がらないとお思いますので、まず、周知事業に力を入れ、工夫を重ねていきたいとお思います。

○会長

何か全体を通してご意見ありますでしょうか。

○委員

相談に対応する側も、なかなか男性がDV被害者になるというイメージを持ちきれていないというのが正直なところではないかと思っています。今年、男性からの相談を受けて対応した案件があるのですが、最初聞いたときに、完全に男性が加害者という思い込みがあり、メモを取っていても整理できなくなっていました。良くないことだというのはもちろんわかってはいるものの、まだまだ、自分の中でも無意識で思い込んでいる部分があると思いましたが、そのような形で思っている方も多いと思います。相談に対応する者の意識を作っていくことも啓発に加える必要があると思っています。

○委員

たまたま明日、静岡市で男性相談を受ける男性相談員の養成講座をするのですが、NHKが撮影に来るらしいです。

○委員

それは、女性の相談員さんもおられるのですか。

○委員

男性限定です。男性が男性の相談を受けるという形です。15人ぐらいしか来ないと思っていたら40何人の参加者があって、男性自身の中でもそういう関心が高まってはいるのかと思います。

○委員

生理用品についてですが、ひとりにつき原則2パックを無償配布ということですが、これは、いわゆる貧困状態から脱するまでは、ずっと支援をしていただけるということでしょうか。

○事務局

毎月取りに来られている方もいらっしゃいます。来ていただくたびに、困り事はないですか、何かご相談はないですかという声かけをしています。毎月、取りに来ないといけない状況というのは、背景には経済的な理由やそのほかの理由が隠れていると思いますので、必要ならば毎月来ていただいて、そして、私達の方も毎月、何かお困り事はございませんかということをお声掛けして、相談につなげていきたいと思っています。1回だけと決めておりません。

○委員

友人に代わりに取りに行ってもらう、もしくは友人にあげたいなども可能でしょうか。

○事務局

できれば、ご本人に来ていただき、直接何かお困りのことはないかをお聞きし、顔見知りになり、初めてでは話をしにくいけれども、2回目来たときはちょっと試してみようかなとか、そう思っていたらと本当にいい方向に繋がると思います。どうしても、本人が無理な場合は対応します。

○会長

その他、全体を通してご質問等無いですか。無いようでしたら事務局からお願いします。

○事務局

本日は、委員の皆様、貴重なご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。本日はいただきましたご意見を踏まえ、今後の施策の方に少しでも活かしていけるように参りたいと考えております。

5. 閉会

○会長

本日の案件、全て終了しましたので以上をもちまして、男女共同参画審議会を閉会いたします。